

暮らしの i Information

町内の各種グループ・サークルの催しなどをお知らせください
※掲載希望月の前月 10 日までに総合政策課企画振興室広報広聴係へ要連絡

納税だより

【年末調整の時期が近づいてきました】

年末調整とは給与所得者にとって、確定申告に代わるもので、毎月の給与やボーナスなどから徴収された所得税の今年の合計額について、給与総額から算出した所得税額(年税額)と比べて、生じている過不足額を精算するものです。ほとんどの給与所得者は、年末調整を受けると所得税の納税が完了し、改めて確定申告を行う必要がなくなります。

■年末調整を受ける際の注意

①扶養控除の申告書

勤務先に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人で、平成 29 年中に結婚、出産、就職などにより扶養親族に異動があったときは、その都度、この申告書を勤務先に提出することになっています。本年中に異動があり、まだ提出していない人は、年末調整に間に合うよう提出してください。また、扶養親族で、平成 29 年中の所得が 38 万円を超える人は、扶養控除が受けられませんので、扶養親族の所得についてもご確認ください。（ただし、配偶者については、所得が 38 万円を超える場合であっても 76 万円未満であれば、「配偶者特別控除」が受けられます。）

※平成 28 年分からの扶養控除申告書には被扶養者の「マイナンバー（個人番号）」の記載が新たに必要です

②保険料控除等の申告

本人が支払った国民健康保険税や国民年金などの社会保険料はその全額が、また、生命保険料や地震保険料などはその支払った額に応じて算出した額が、それぞれ年末調整の際に所得から控除されます。これらの控除を受けるためには、加入先から発行された「保険料等控除証明書」などの添付が必要になります。紛失にはご注意ください。

町税務課住民税係 ☎ 56—8003

募 集

パート職員募集

町旭ヶ丘スキー場パート職員

■応募資格／60歳未満

■勤務場所／町旭ヶ丘スキー場

■業種・募集人員／スキー場リフト

運転係・2名

■賃金／時給930円

■雇用期間／12月中旬～平成30年3月上旬まで

■勤務時間／週5日以内（1日6時間）2交代制

①ナイター営業日／7時30分～14時30分（早出）、14時～21時（遅出）

②通常営業日／7時30分～16時

※土・日・祝日の勤務あり

※休憩時間は1時間

■選考方法／書類選考および必要に

応じて面接を実施

■応募方法／指定の履歴書に必要事項を記入の上、ハローワークからの紹介状を添えて町総合体育館

まで提出（履歴書は、町総合体育館にあります）

■応募締切／11月17日(金)

町総合体育館 ☎ 22—2288

自衛官募集

自衛官候補生

■受験資格／18歳以上27歳未満

■受付期間／12月13日(火)まで

■試験期日／

【男子】12月16日(土)・17日(日)（第5回）

【女子】12月16日(土)（第5回）

防衛大学校（一般・後期）

■受験資格／18歳以上21歳未満の高卒者または高専3年次修了者（見込含）

センター ☎ 21—2150

水彩画愛好会会員募集

■場所／町公民館

■日時／第2・4土曜、13時～17時

■会費／月500円(会場使用料など)

町大友 ☎ 23—3921

アルペンスキー少年団員

■対象／小・中学生

■活動日時／12月～3月、毎週日曜

9時～15時(グラン・ヒラフ)、

1月～3月、毎週火・木曜18時45

分～20時(旭ヶ丘スキー場)

■初心者・未経験者大歓迎！お気軽

にお問い合わせてください

■申込／各学校・体育館に申込書有

町事務局山本 ☎ 23—2559

開 催

わんぱくスポーツクラブバザー

■日時／11月17日(金)、10時15分～11時

30分

■場所／世代交流センター（絵本館

隣接）

会員によるハンドメイド品や日用品、服などの販売のほか、一般の方

の来店も予定しています。

※小銭とエコバックのご協力をお願い

します、一般出店者の応募は11

月9日までに問い合せ先へ

町わんぱくスポーツクラブ ☐ wanka

ku.se@wankaku.sakura.ne.jp（平

日10時～16時）

第15回全町子ども議会

町内の小・中・高校生の代表8人

が「一日議員」となって、児童・生徒の視点から町長や教育長に質問をします。議長、事務局長についても全て子どもたちが主体となって行います。どなたでも傍聴できますので、ぜひお越しください。

■日時／11月23日(木)13時30分～

■場所／役場3階議場

町公民館 ☎ 22—4151

俱知安ライオンズクラブからのお知らせ

じゃが祭りでもおなじみのアツ

キーによるマジックショーと、歌と

踊りと愛とユーモアたっぷりのアニ

メ映画「SING（シング）」の上

映会を開催します。

■日時／11月25日(土)、開場13時、開

演13時30分

■場所／町公民館大ホール

町俱知安ライオンズクラブ事務局

☎ 22—2530（10時～15時）

周 知

人権擁護委員会について

10月1日付で町の人権擁護委員に

次の方が委嘱されました。

・日村 淑さん

マイナンバーカード交付申請書の送付用封筒について

平成27年11月から平成29年8月9日の間に通知カードと共に発送された個人番号カード交付申請書の送付用封筒の差出有効期間（平成29年10月4日まで）は、平成31年5月31日まで有効な封筒として利用可能です

・南6条団地（南6東5）※浴室、浴槽無 3DK1戸
・ノースパークタウン（北7西1）4階 3LDK1戸
・望羊団地（北4東4）3階 3LDK1戸
修繕などが完了してからの入居になりますので、入居可能になるまで日数がかかる場合があります。申請には所得制限などがあります。詳細はお問い合わせください。
町建設課住宅係 ☎ 56—8012

統合保育所の名称を公募します

平成30年度に開設する保育所の正式名称を募集します。

■応募締切／11月17日(金)まで

■採用数／最優秀賞1点

■応募方向／本号折り込みまたは役場、町保健福祉会館、各保育所に

す。マイナンバーカードは、公的な身分証明書としても利用でき、無料で取得できます。詳しくは、折込チラシをご覧ください。

町総務課法務支援係 ☎ 56—8000、町住民環境課住民係 ☎ 56—8007

国民年金のお知らせ

11(い)月30(みらい)日は「年金の日」です

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

ねんきんネットを利用すると、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の記録からさまざまなパターンの試算ができます。詳しくは日本年金機構HPか、小樽年金事務所にお問い合わせてください。

国民年金保険料納付相談会

小樽年金事務所では次のとおり国民年金保険料納付にかかる出張相談所を開設します。年金手帳、印鑑を持参の上、お気軽にお越しください。

■11月17日(金)、10時30分～15時

■場所／後志労働福祉センター2階会議室（南1東1ろうきん隣）

町小樽年金事務所国民年金課

☎ 0134—23—4236

私道等除雪費用補助

冬季、生活道路を確保するために、私道など町除雪対象外道路（会社などの施設構内などを除く）の除雪をする地域住民に対し、除雪業者への委託金の一部を補助する制度です。

■対象／

・住宅3戸以上で行う延長30以上の車両通行可能な道路の除排雪
・次に該当する自力除雪が困難と民生委員が認めた町民税非課税世帯が行う延長30以上の車両通行可能な道路の除排雪
①65歳以上の高齢者世帯
②心身障がいや疾病などの世帯
・酪農家が行う延長が100以上の乳牛運搬用道路の除雪
■補助金／予算の範囲内で補助対象ごとに決定
■申請手続／建設課備え付けの申請書、位置図、受益者名簿などの必要な書類を提出してください
■申請期限／12月1日(金)必着
■町建設課 ☎56―8011

借金・金融一般相談会

北海道財務局の専門の相談員があなたに合った解決方法を提案します。また「預金・融資・保険などの金融全般」のご相談も受け付けます。
※無料・予約不要、秘密厳守
■受付日時／11月13日(月)、10時～12時、13時～16時
■会場／小樽地方合同庁舎3階第1会議室
■北海道財務局相談員直通 ☎011―807―5144

労働保険適用促進強化週間

事業主の皆さん。労働保険の加入はお済みですか。労働保険に加入して、従業員の方々が安心して働ける職場にしましょう。
労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定

消防署からのお知らせ

灯油やガソリンの漏えい事故を防ぎましょう

秋も深まり、各家庭では暖房器具を使用する季節となりました。ポータブル式灯油ストーブに給油する場合は、ストーブの火が完全に消えたことを確認してから給油を行ってください。
暖房用灯油、除雪機用ガソリンなどを保管する時は、必ず専用の容器を使用してください。ホームタンクについても漏えい事故防止のため配管のひび割れや残量ゲージなどの破損がないか確認をお願いします。火の用心をお願いします。

9月末までの災害出動状況		
	平成29年	平成28年
火災	10件	6件
救急	657件	626件
救助	20件	31件
その他	131件	67件

福祉の増進などを図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務付けられています。
■北海道労働局総務部労働保険徴収課 ☎011―709―2311

北海道からのお知らせ

個人事業税(第二期)の納期限は11月30日(木)

個人事業税は、個人で事業を行っている方に納めていただく道税で、税額は、昨年の事業所得から算出されます。納税通知書により、8月と11月の2回に分けて納めます。(年額が1万円以下の場合、8月の納期に全額を納めます。)

■後志総合振興局税務課

☎23―1334

法人道民税等の申告等を電子で

法人道民税・事業税および地方法人特別税の申告および各種申請・届出を電子で行うことができます。ご利用にあたっては、地方税ポータルシステム(エルタックス)のホームページからの手続きが必要です。

■エルタックスHP／<http://www.eltax.jp/>、道税HP／<http://www.pref-hokkaido.jp/smf/zim/dshinkoku/>

■札幌道税事務所税務管理部課税第一課 ☎011―281―7834

防災行政無線の訓練放送

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、防災行政無線による情報伝達訓練を行います。

まちの事件簿―地域安全ニュース

主な事件

▽窃盗(空き巣) 事件の発生
留守中の一戸建住宅に空き巣が入る事件がありました
▽窃盗(車上ねらい)の発生
半月湖駐車場において駐車車両が壊され、車内から金品が盗まれる事件がありました
▽窃盗(自転車盗) 事件の発生
店舗前において無施錠の自転車が盗まれる事件がありました

交通事故

▽9月1日、国道の直線路において、路外から飛び出してきた鹿と衝突する事故が発生しました
▽9月17日、駐車場内において後退する際に後方確認を怠ったことから、後方に駐車中の車両に衝突する事故が発生しました。

9月末までの町内交通事故発生状況		
	平成29年	平成28年
人身	18件	26件
物損	408件	449件
死者	0名	0名

消費者コーナー

倶知安消費者協会

蛍光管からLED照明へ※情報誌「北のくらし」より
蛍光管の照明器具が製造中止となりますが販売は現在も継続していますので買い替えることができます。また、蛍光管照明器具に付けられる丸型LEDランプも一部メーカーから販売されていますので、適合機種かどうかを確認しましょう。丸型LEDランプは蛍光管の2倍の明るさがあり価格は3千～5千円くらいとのこと。LED照明の価格も下がっていますので、管だけ取り換えるか、すべて換えるかを検討ください。

世界人口と食糧問題が心配される中、日本の食品ロスの多さが指摘されています。私たちにできる「ロスをなくする為に」の意識を高めるため、まずは「食品ロスを減らすアンケート」を生活展の中や街中で実施しますので、よろしくをお願いします

■消費生活相談室(公民館1階団体室)
■月・水・金曜日10時～15時 ☎23-1522

■日時／11月14日(火)、11時頃
■防災無線放送内容／
・「これはテストです」×3
・「こちらは防災倶知安町です」
■総務課防災担当係 ☎56―8000

電気メーターの有効期限

取引や証明に使用される電気メーターは検定が必要であり、有効期限が定められています。有効期限は電気メーターに付されたラベルや検定票で確認してください。ラベルや検定票がないもの、有効期限の切れた電気メーターは使用できません。

■日本電気計器検定所北海道支社 ☎011―668―2437、北海道経済産業局資源エネルギー環境部電力事業課 ☎011―709―1755

ご存じですか?無期転換ルール

平成25年4月1日以降に開始した

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたとき(平成30年4月以降)は、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。

■北海道労働局雇用環境・均等部指導課 ☎011―709―2715

未登録の象牙はありませんか?

環境省では、国内にある象牙の在庫を把握しようとしています。所持しているだけでは違法ではありませんが、登録されている象牙を売ったりあげたりするのは違法です。未登録の象牙をお持ちの方、まずはご連絡を!※全形を保持した象牙のみが登録対象。印鑑やアクセサリーなど象牙製品は登録対象外
■象牙在庫把握キャンペーン事務局 ☎03―6659―4660(土日祝日を除く10時～17時)

会社で従業員の給料の減額を検討することがありますが、労働条件を労働者に不利益に変更することが法的に認められない場合や、トラブルになる場合がありますので注意が必要です。

労働条件を変更する方法は、大きく①労働者個人や労働組合と合意する方法、②就業規則で一方的に変更する方法(ただし、変更の合理性があり、かつ変更後の就業規則を労働者に周知させるなどのルールに従う必要がある)があります。今回は①について説明します。

各労働者と個別に合意するときに、特段、合意書を交わさなければならないという、法律の決まりはありません。もっとも、後々労働者から「そのような合意はしていません」や「誤解して合意しました」などと主張があり、裁判所で合意が無効であると判断されることがあります。

合意が有効かどうかをめぐり問題になることが多いのは、労働者の同意が明確ではないケースです。そのため、合意する場合には、相手に労働条件を変更する目的、必要性などについて、丁寧かつ正確に説明を行うとともに、誤解を生む発言や威圧的態度は避けることが重要です。その上で、合意書を作成することが望ましいといえます。加えて、トラブル防止のため、労働条件の変更に関し、労働者から実際に十分な説明を受け理解したことの同意書をももらうことも考えられます。ただし、合意しても、合意内容が労働基準法などの法律に反していたり、就業規則の規定よりも労働者に不利益な労働条件を定めるものであってはなりません。

労働条件を不利益に変更する場合



岩内ひまわり
基金法律事務所
弁護士古宮 靖子
☎0135-61-4777
FAX 0135-61-4888

10月17日(火)までに住民環境課住民係へ届け出があったもので、承諾を受けた内容について掲載しています。

人の動き		平成29年9月末現在
人口	男	15,343人(前月比-8)
	女	7,732人(前月比-5)
	世帯数	7,611人(前月比-3)
世帯数		7,986世帯(前月比-5)
うち外国籍住民		547人(前月比-7)

おたんじょう
おめでとう